

令和6年

第9回本巢市教育委員会会議録

(令和6年9月26日)

本 巢 市 教 育 委 員 会

第 9 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会議室
会 議 令和6年9月26日 木曜日 午後1時30分
出席者 教 育 長 川治 秀輝
教育委員 汲田 美枝子
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	長沼 有希子	幼児教育課主幹
	小林 恵美	教育総務課総括課長補佐
	高橋 利昌	社会教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第39号 本巢市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議第40号 令和6年度特別支援教育就学奨励費の支給決定について
- 議第41号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

- (1) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後１時３０分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①９月２５日戸本選手表敬訪問について②子どもが主語の教育について③こどもの権利条例の進捗状況について④国民文化祭について（オープニングを宗次郎と四中学校の合同合唱）⑤世界の秋山仁先生の数学講座の素晴らしさについて⑥糸貫中学校体育祭について

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
薄田課長 : 資料に基づき説明した。
脇田課長 : 資料に基づき説明した。
野原課長 : 資料に基づき説明した。
川治教育長 : ぜひ教育委員さんに出席していただきたい行事は、１０月２０日国民文化祭本巣市オープニングセレモニー、１０月４日金哲彦氏パリ五輪講話、１０月２８日市ホープ防災リーダーズ東北研修事業報告会、１０月３１日１４時から真正中学校公表会です。
黒田委員 : 他に公表会があれば教えてください。
薄田課長 : １１月２１日根尾学園公表会は午前は防災に関わること、午後は教科とか総合の学びについて、１１月２９日一色小学校 GIGA 発表会は２時限目３時限目から始まり一日のような形で、それぞれの学年が一つずつ発表していく形です。
川治教育長 : ご案内してらどうか。
薄田課長 : ご案内させていただきます。

川治教育長 : 議第３９号「本巣市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
薄田課長 : 教職員の長時間勤務や多忙化が問題となる中、国、ならびに県教育委員会が推進している教職員の働き方改革の一環で、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制の運用が求められていることに伴い、本巣市立学校管理規則においても勤務のスライド制に関する事項を規定するため所要の改正を行う旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : それを２１条に規定した。
薄田課長 : 右側のページは朝の午前５時から午後１０時までと、なぜこのようになっているか、１０時まで勤務させることは実際ないのです

が、10時から翌日の5時までは夜間の勤務手当が発生する時、150/100が発生するということがあり、これは手当が発生してしまうので、スライド入れないよという意味で時間帯を示しているということです。

川治教育長 : 校長の命によりということ。

薄田課長 : はい、そうです。特に本巢市の教育委員会に提出する書類はなく、学校の勤務簿に記載するということになります。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第40号「令和5年度特別支援教育就学奨励費の支給決定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐 : 本巢市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条の規定により、支給の可否の決定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 5ページの特別支援学級に入っている子で、この数字は特別支援学級の子でこれを支給している子の数ですか。特別支援学級の全員の数ではない。

吉田課長補佐 : 別の資料の最後のページの対象者がありますが、138世帯154人が特別支援学級に入っている人数。

川治教育長 : 154人のうち121人が申請している。

吉田課長補佐 : はい、そうです。

吉田課長補佐 : 申請していない人は、下にもありますけれども、辞退された世帯もありますし、申請されていない世帯もありますし、就学援助を受けられている世帯も11世帯あります。もう一つは里子でもらっている人がいまして、そちらは他県から家庭のほうに支払われていますので、対象外となっています。

川治教育長 : 本巢小は特別支援の子たちが多いので、この割合になるが、中学校になったらこの割合になるのか。本巢小学校の割合が10.7で、本巢中学校の割合が3.8なるのだろうか。なんでだろうか。割合はそんなにかかわらないはずなのに、中学校はなんで少なくなるのだろうか。

吉田課長補佐：特別支援学校に行かれる子とかいます。減る原因としてはその可能性が。

川治教育長：逆に普通学級に入るパターンはあるか。

野原課長：あります。小学校は特に自助の子については、小学校は自助学級での中で、中学校に入られる時に通常に戻られる方はいます。

川治教育長：そのパターンは多いか。高校入試があるでかもしれない。どの中学校も3%台。ここで偏りがなくなる。

川治教育長：議第41号「令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐：本巢市就学援助費支給要綱第3条及び第4条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長：質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

小澤委員：資料3ページの算定値が2.5となっているが1.5の誤りではないか。

吉田課長補佐：申し訳ありません。

川治教育長：そうですね。訂正しておきます。

黒田委員：準要保護も中学校に移動しても比率は変わらないので、最後は異常ですね。

川治教育長：根尾学園前期が14.82%はすごい割合ではないか。

吉田課長補佐：1世帯でお子さんが4人みえるので。

川治教育長：この子たちが大きくなって根尾学園後期も割合が増える。失礼な言い方かもしれないが、要保護、準要保護はお金に困っている人たちなので、一色小校区は1.32%なので、一色小校区は安定した家庭が多い。

黒田委員：アパートが少ない。

川治教育長：土貴野小校区も低い。校区も雰囲気が見えてくる。本巢小は10%近いので、生徒指導も時々荒れてくるのも家庭の影響があるのかもしれない。家庭の教育力も大きく関係している感じがします。そういう意味で糸貫中は頑張らないといけない。一色小、土貴野小で。必ずあれは席田小から来るんだけど。席田小が大変な状態があり、その子たちが中学生になったときに初めてついて行ってしまうのが一色小。土貴野小の子はあんまり混ざらない。

川治教育長　：日程５「その他」について説明を求めた。

小林総括補佐：（１）次回の教育委員会開催日について諮り、１０月２８日（月）午後１時３０分に決定した。

６月教育委員会でお知らせしました、令和６年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会ですが、１０月２９日（火）高山市民文化会館でございます。公用車を準備しておりますので、本庁舎にお集まりいただくことで計画をしております。お時間ですが、二次案内が届き次第通知させていただき、時間もお案内させていただきます。

小林総括補佐：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会　午後２時１５分